

基本仕様書

1 委託業務名

商談会等出展事業業務委託

2 業務の目的

熊本の素材を活かした加工食品や物産品等を、首都圏にて開催される商談会、展示会等（以下、「商談会等」）に出展し、地場製品の知名度向上及び商品PRの場・機会を提供し、販路拡大を図る。

本業務は、商談会等に出展する事業者の円滑な出展及び商談機会の創出のため、経験及び専門性を有する者に、その開催に係る業務を委託するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

4 業務内容

（1）首都圏にて開催される商談会等の出展運営

熊本の加工食品事業者、物産品等事業者（以下、「出展者」という。）を募集し、その商品特性にあわせた適切な販路開拓の場となりうる商談会等を選定の上、出展及び商談のサポートを実施すること。

なお、提案書には、以下の内容を踏まえて、より効果的な出展運営に係る具体的手法を明記して提案すること。

【商談会等出展運営の概要】

・出展方式

受託者が選定した商談会等において、出展者がバイヤー等と対面型の商談等を行う。

・開催日

契約締結日～令和7年（2025年）2月末日までに開催される商談会等

・開催規模

10社程度の出展者が参加し、計200件以上の商談を実施する。

・開催場所

首都圏にて開催される商談会等の会場。

① 商談会等の選定・出展申込等主催者との調整

業務の目的を達成しうる商談会等を選定し、出展申込等の手続きを主催者と調整する。

② 出展者の募集・取りまとめ

熊本の加工食品事業者や物産品等事業者に商談会等への参加募集を行

い、10社程度は参加するよう調整すること。

出展者は、熊本市内の事業者（中小企業者及び小規模企業者）とすること。

出展者から申込を受けた商談対象商品について、商品情報のとりまとめを行うこと。

なお、出展等に係る費用については、より効果的な出展運営にするべく積算を行うこと。

③ 出展者向け事前対策の実施

商談会等の出展者に対し商談の進め方等成約につながるような事前対策を実施すること。

④ 商談会等の出展運営補助

以下の出展運営業務を出展者とともに行うこと。

- ・ 商談会場の設営
- ・ 出展者とバイヤー等との商談の促進およびサポート

⑤ 出展者向け事後対策の実施

商談会等出展の後に、販路拡大につながる事後対策を実施すること。

(2) 業務完了報告書の作成

商談会等出展の後、出展者とバイヤー等との商談結果を確認の上、本業務の実施内容を記載した業務完了報告書を作成し、提出すること。

(3) その他（自由提案）

本業務をさらに効果的なものとする提案等、提案上限額の範囲内で追加提案がある場合は提案すること。

5 成果品等

(1) 納品期限

令和7年（2025年）3月25日（火）

(2) 納品場所

熊本市 経済観光局 産業部 経済政策課

(3) 成果品

①業務完了報告書（紙1部）

②以下のデータ

ア 業務完了報告書

イ 画像データ（商談会等において撮影したもの。）

6 実施上の注意

(1) 実施体制

当該事業に必要な専門性や経験を有する管理責任者を置き、円滑な事業運営を図ること。

(2) 連絡体制

市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡体制を構築すること。また、市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じ必要な情報提供を行う等、当該業務を適正に執行すること。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務に必要な資料等の収集は、受託者が行うものとする。
- (3) 成果品の作成については、市と協議の上実施するものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては、適宜、市と協議・打ち合わせを行うこと。
- (5) 委託業務で作成、採用された資料・写真・イラスト・デザイン等の著作権は市に無償で譲渡されるものとする。
- (6) 委託業務における事故・トラブル等については受託者が責任をもって対応すること。また、事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- (7) 本基本仕様書及び委託契約書に定めのない事柄については、市と受託者の協議のうえ定めるものとする。